

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第27号

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市行政財産使用料徴収条例（平成17年総社市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、1月につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 土地については、使用を許可したときにおける当該土地の時価の1,000分の3に相当する額（駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合については、その額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額。工作物の設置を目的とするものについては、総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）に規定する占用料に準じた額）</p> <p>(2) 建物については、使用を許可したときにおける当該建物の時価の1,000分の5に相当する額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額と当該建物の敷地につき、前号の規定により算定した使用料の額との合算額</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 前条の使用料の額については、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、日割計算により算定するものとする。この場合においては、同条の規定により算定した額（使用期間が1月に満たない土地の使用（駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）にあっては、同条の規定にかかわらず、その額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額）の30分の1に相当する額をもって1日につい</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、1月につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 土地については、使用を許可したときにおける当該土地の時価の1,000分の3に相当する額（駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合については、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額。工作物の設置を目的とするものについては、総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）に規定する占用料に準じた額）</p> <p>(2) 建物については、使用を許可したときにおける当該建物の時価の1,000分の5に相当する額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額と当該建物の敷地につき、前号の規定により算定した使用料の額との合算額</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 前条の使用料の額については、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、日割計算により算定するものとする。この場合においては、同条の規定により算定した額（使用期間が1月に満たない土地の使用（駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）にあっては、同条の規定にかかわらず、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）の30分の1に相当する額をもって1日につい</p>

ての使用料の額とし、1件の使用料が10円に満たないときは、10円とする。 2 略	ての使用料の額とし、1件の使用料が10円に満たないときは、10円とする。 2 略
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和元年10月1日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。